

公益財団法人えひめ女性財団低入札価格調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人えひめ女性財団（以下、「この法人」という。）が発注する競争入札における低価格の入札に関し、契約の内容に適合した業務履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「会計規則」という。）第133条の2第2項の規定を準用し調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 本要綱で定める調査基準価格（会計規則第133条の2第1項の規定を準用し作成される基準をいう。以下同じ。）は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。（円未満切り上げ。）

(調査資料の提出)

第3条 入札価格が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜き調査基準価格」という。）を下回る場合、この法人の理事長は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次の各号に掲げる事項について、税抜き調査基準価格を下回る入札を行なった入札者（以下、「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面を提出させるものとする。

- (1) その価格により入札をした理由
- (2) 入札価格に係る見積内訳書
- (3) 労務者の具体的供給の見通し
- (4) 業務に必要な機械器具等の確保見通し
- (5) 過去に受託した業務及び契約履行実績の状況
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) 経営状況
- (8) 信用状態（法律、条例等の違反の有無、賃金不払の状況等）
- (9) その他の必要な事項

2 前項の書面は、開札の日の翌日から起算して5日（この法人が定める公益財団法人えひめ女性財団就業規程[平成25年4月1日施行]に規定する職員の休日を除く。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者が行なった入札を失格とする。

(調査の実施)

第4条 この法人の理事長は、前条の規定により提出された書面に基づき、低価格入札者のうち、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を実施する。

なお、最低価格入札者が調査に協力しない場合は、当該入札者が行なった入札を失格とすることができます。

2 この法人の理事長は、前項の調査を行うにあたっては、最低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

(落札者の決定)

第5条 この法人の理事長は、前条の審査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

2 この法人の理事長は、前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないと認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、その旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、前条の規定により手続を行うものとする。

3 第1項の最低価格入札者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第6条 この法人の理事長は、前条規定により落札者として決定したときは、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 この法人の理事長は、会計規則第132条第1項の規定を準用し一般競争入札の公告をし、又は会計規則第144条第2項の規定を準用し指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項をこの法人のホームページに掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
- (3) 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。